



福岡医発第 2509 号 (地)
令和 4 年 12 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A (Vol. 4)
(令和 4 年 12 月 2 日)」の送付について

介護職員の処遇改善支援補助金については、令和 4 年 4 月 1 日付け福岡医発第 2 号 (地) 文書においてご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A (Vol. 4) が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありました。

本事務連絡では、事業者から自治体へ補助金の実績報告をするにあたり、実績報告書の補助金別紙様式 3 - 2 に記載する介護職員処遇改善支援補助金の総額について、国保連合会からの支払額の通知等で、同一事業所番号で複数のサービスがある場合は、介護予防サービスの取扱いと同様に、同一事業所番号のサービスのうちどれか一つに一括計上 (同一事業所番号の他のサービスについてはゼロ又は空欄) とすることも可能である旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

令和 4 年 12 月 6 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

（公印省略）

「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A（Vol. 4）（令和4年12月2日）」
の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護職員処遇改善支援補助金については、「「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A（vol. 3）（令和4年3月23日）」の送付について」（令和4年3月28日付（介182））等にてご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A（Vol. 4）が発出されましたので、情報提供申し上げます。

本事務連絡では、事業者から自治体へ補助金の実績報告をするにあたり、実績報告書の補助金別紙様式 3－2 に記載する介護職員処遇改善支援補助金の総額について、国保連合会からの支払額の通知等で、同一事業所番号で複数のサービスがある場合は、介護予防サービスの取扱いと同様に、同一事業所番号のサービスのうちどれか一つに一括計上（同一事業所番号の他のサービスについてはゼロ又は空欄）とすることも可能である旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報Vol. 1114

「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A（Vol. 4）（令和4年12月2日）」の送付について
（令4. 12. 2 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護職員処遇改善支援補助金に関する
Q & A（Vol.4）（令和4年12月2日）」

の送付について

計2枚（本紙を除く）

Vol.1114

令和4年12月2日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3948、3949)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和4年12月2日

各都道府県 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol. 4）（令和4年12月2日）」
の送付について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol. 4）（令和4年12月2日）」を送付いたしますので、貴県におかれましては、御了知の上、管下事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

問 1 実績報告書の補助金別紙様式 3－2 に記載する介護職員処遇改善支援補助金の総額〔円〕(h)について、国保連合会及び都道府県支払分において、同一事業所番号で複数のサービスがある場合、サービスごとの内訳を把握できない場合があるが、サービスごとの内訳を区別して記載することが必要か。

(答)

国保連合会からの支払額の通知等で、同一事業所番号で複数のサービスがある場合は、「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A Vol. 3) (令和 4 年 3 月 23 日)」問 4 においてお示ししている、介護予防サービスの取扱いと同様に、同一事業所番号のサービスのうちどれか一つに一括計上（同一事業所番号の他のサービスについてはゼロ又は空欄）とすることも可能である。

なお、本取扱いにおいても、介護予防サービスの取扱いと同様、サービスごとに行を分けて記載すること。

< 参考 >

「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A Vol. 3) (令和 4 年 3 月 23 日)」
(令和 4 年 3 月 23 日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)